Ⅱ-⑩ 令和4年度 アジア航路誘致事業
募 集 実 施 要 領（ 個 別 ）

阪神国際港湾株式会社

1. 目　的

本事業は、阪神港における国際基幹航路の維持･拡大に向けた取り組みを進めるため､航路網を拡充し、利便性を向上させることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1)　対象事業

令和 4 年に新たに阪神港に寄港、もしくは増便する東南アジア等航路を対象とします。

ただし、委託事業終了後に 1 年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。

なお、事業終了後、1 年間事業が継続されなかった場合、以後委託対象となった事業と同一の内容では事業の委託をいたしかねますのでご留意ください。継続状況について、委託事業終了後に当社より確認をさせていただく場合があります。

また、提案事業者が対象となる航路の運行開始前 1 年以内に同一航路において阪神港への寄港を停止、または航路の廃止等を行っている場合や､アライアンスや事業者の統廃合等による航路の再編によりサービス水準が同程度であると判断される場合は、原則として対象外とします。

(2)　委託対象者

外航コンテナ船社またはその日本代理店

(3)　委託内容

航路が事業目的に合致しているか精査後、当社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。

業務委託料については、以下に設定した金額を目安に協議を行い決定します。

○　業務委託料：1 寄港 50 万円を目安とし、寄港数に応じた額

ただし､当該事業の対象期間は最長で事業対象となる当該申請事業の開始日から 1 年を経過する前日までとし､令和 4 年度内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料のお支払いが出来ない場合がございますので、ご留意ください。

(4)　提出書類

【事業計画の提案時】

①　事業計画提案書（様式１⑩新規航路）

② 提案事業者の会社概要（様式２共通）
③ その他提案内容の確認を目的に当社が必要と認める資料

【事業完了時】
① 事業実績報告書(様式３⑩新規航路)
② その他事業実績の確認を目的に当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。
※応募方法等は「募集実施要領(共通事項Ⅰ)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】
阪神国際港湾株式会社
神戸市中央区御幸通８丁目１番６号　神戸国際会館 20 階
営業部　営業課　　☎078-855-3206（直通）
ホームページ　https://hanshinport.co.jp/
E-mail　senryaku@hanshinport.co.jp